

第67回国民体育大会恵那市売店等設置要項

1 目 的

第67回国民大会恵那市競技会参加者等の便宜を図るとともに、広く郷土物産品などを紹介するため、関係団体の協力を得て設置する売店等に関し、必要な事項を定める。

2 設置場所及び期間

売店の設置場所については競技会場周辺とし、設置期間は、競技開催期間中とする。

3 売店の業種

売店の業種は、大会参加者の便宜を図るもの、郷土の物産品等を紹介するもの、その他、ぎふ清流国体恵那市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が認めるものとする。

4 出店者の基準

売店の出店者は、原則として競技開催期間中を通して出店できる者で、恵那市内に事務所を有し営業を継続している者及び、その他実行委員会が認める者とする。

5 管理運営

売店における販売品及び店舗備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難・その他の不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。